



鳥取県公報

令和7年3月18日（火）
第 9 6 7 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定（127）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	河川法による工作物の保管（128）（中部総合事務所県土整備局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 3
	農地中間管理権の設定の裁定（経営支援課）・・・・・・・・・・ 3
	農地を利用する権利の設定の裁定（3件）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511－1	グループホーム椿庵・桜庵	米子市和田町1722	認知症対応型共同生活介護	令和6年8月16日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511－1	グループホーム椿庵・桜庵	米子市和田町1722	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年8月16日

鳥取県告示第128号

令和7年鳥取県告示第12号（河川法による工作物の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月18日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

1 保管した工作物の種類、数量及び放置されていた場所

工作物	数量	所在地
浮き	2 個	東伯郡湯梨浜町大字赤池26－1 地先（橋津川左岸）、同町大字上橋津23－4 地先（橋津川右岸）、同町大字光吉28－4 地先（橋津川右岸）及び同大字31－16地先（橋津川左岸）で囲まれる二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内
タイヤ	1 本	
その他係留工作物	多数	
船	3 隻	東伯郡湯梨浜町大字南谷602－2、同町大字橋津794－12、同町大字はわい温泉1－3 地先

2 保管した工作物を除却した日時 令和7年2月18日（火）午前9時30分時から同月26日（水）午前10時まで

3 保管を開始した日時 令和7年3月4日（火）午前9時

4 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13－1

5 引取り方法

（1）引取り期間及び時間

令和7年3月4日（火）から同年9月3日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、同年6月3日（火）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

（2）問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話 0858-23-3216

(3) 引き取る時に必要な書類等

ア 身分証明書

イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類

6 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

公 告

令和6年12月6日付鳥取県公報第9652号で公告した丸合みのかや店及びドラッグストアウェルネスみのかや店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和7年4月1日までに知事に意見書を提出することができる。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第40条第1項の規定により公告する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 農地中間管理権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
日野郡日南町福塚字橋詰172-1	田	3,037
日野郡日南町福塚字橋詰172-2	農地介在原野	198
日野郡日南町神福字清水尻2613	田	2,988
日野郡日南町神福字清水尻2614		1,312
日野郡日南町神福字平垣内2621	農地介在原野	12
日野郡日南町神福字平垣内2623	田	1,359
日野郡日南町神福字平垣内2624	農地介在原野	142
日野郡日南町神福字平垣内2625	田	840
日野郡日南町神福字平垣内2626	農地介在原野	85
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2639	田	1,503
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2640	農地介在原野	149
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2641	田	1,613
日野郡日南町神福字神戸釜田2682		1,939
日野郡日南町神福字神戸釜田2683		1,772
日野郡日南町神福字神戸釜田2684	農地介在原野	204
日野郡日南町神福字神戸釜田2685-2		797

2 農地中間管理権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃（円）
日野郡日南町福塚字橋詰172－1	田	令和7年5月	5年	285,475
日野郡日南町福塚字橋詰172－2				
日野郡日南町神福字清水尻2613				
日野郡日南町神福字清水尻2614				
日野郡日南町神福字平垣内2621				
日野郡日南町神福字平垣内2623				
日野郡日南町神福字平垣内2624				
日野郡日南町神福字平垣内2625				
日野郡日南町神福字平垣内2626				
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2639				
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2640				
日野郡日南町神福字丈六ノ上エ2641				
日野郡日南町神福字神戸釜田2682				47,710
日野郡日南町神福字神戸釜田2683				
日野郡日南町神福字神戸釜田2684				
日野郡日南町神福字神戸釜田2685－2				

- 3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
理事長 西尾 博之
鳥取市東町一丁目271
- 4 借賃の支払の相手方
氏名 増田 雅広
住所 日野郡日南町神福406
- 5 借賃の支払の方法
当該農地中間管理権の始期までに、鳥取地方法務局米子支局に補償金を供託すること。
- 6 借賃の還付について
農地の所有者等は、鳥取地方法務局米子支局において、供託された借賃の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市倅谷字オノ前547	田	2,651

- 2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
倉吉市倅谷字オノ前547	田	令和7年5月	3年	34,200

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東伯郡三朝町大字片柴字中向2005	田	895

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
東伯郡三朝町大字片柴字中向2005	田	令和7年 5月1日	2年11月	3

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西伯郡南部町阿賀字カナトコ352-2	田	2,345
西伯郡南部町阿賀字五反田378-2		1,224

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
西伯郡南部町阿賀字カナトコ352-2	田	令和7年5月	2年	34,590

西伯郡南部町阿賀字五反田378-2		11月	18,055
-------------------	--	-----	--------

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
理事長 西尾 博之
鳥取市東町一丁目271
- 4 農地の所有者等に係る情報
登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。
- 5 補償金の支払の方法
当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局米子支局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者等は、鳥取地方法務局米子支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
 - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	令和7年4月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品
筆記用具